

四街道市指定管理者制度運用指針

はじめに

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設*の管理運営手法について、従前の管理委託制度が廃止され、新たに指定管理者制度が創設された。

この改正によって、幅広い民間能力の活用等が可能となり、市民サービスのより一層の向上や経費の縮減等に効果が期待できることから、本市においては平成 16 年 9 月に「公の施設に係る指定管理者制度導入に当たっての基本方針（以下「導入方針」という）」を策定し、平成 18 年 4 月以降、指定管理者制度の積極的な導入を図りながら、効果的で効率的な施設の管理運営に努めてきたところである。

このような中、同制度の運用開始から一定の期間が経過し、公の施設を取り巻く状況等も変化していることから、現状と課題を踏まえた上で適切な対応を図るため、第 7 次行財政改革推進計画（平成 26 年 3 月策定）に基づき現行の導入方針を見直し、新たに本市における指定管理者制度の運用に関する基本的な方針を定めるものである。

* 公の施設とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり、主として次の要件を満たし、公共用財産の範疇に入るものである。また、設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている。（地方自治法第 244 条、第244条の2）

- ・ 住民の福祉を増進する目的をもつこと
- ・ 住民の利用に供すること
- ・ 地方公共団体が設ける施設であること
- ・ 物的施設であること

【参考 1】公有財産の区分（地方自治法第 238 条）

行政財産	公用又は公共用に供する財産	公 用 財 産	地方公共団体が事務事業を執行するため直接使用するもの	庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地
		公 共 用 財 産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	公園、道路、河川、学校、図書館等に供される建物及び敷地
普通財産	行政財産以外の一切の財産			売払用の土地、行政財産の用途廃止したもの

1. 指定管理者制度とは

(1) 制度の概要

地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があるときに、「指定」という行政処分により法人その他の団体に施設の管理権限を委任し、その管理運営を包括的に行わせることができる制度であり、指定の対象には民間事業者等が幅広く含まれるものである。指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定には指定の期間を定めた上で議会の議決を経なければならない。(地方自治法第 244 条の 2)

(2) 制度の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。(平成 15 年 7 月 17 日付 総務省通知)

(3) 制度の特徴

指定管理者制度の特徴は、次のとおりである。

① 管理運営主体

団体であれば制限なく、株式会社等の民間事業者や NPO・地域住民団体など、幅広い主体による施設の管理運営が可能である。(法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。)

② 法的性格

地方公共団体と管理運営主体との関係は、地方自治法上の契約に基づく施設の管理事務又は業務の執行の委託ではなく、指定という行政処分による施設の管理権限の委任であると解されている。

③ 施設の管理権限

条例で定める指定管理者が行う業務の範囲に含めることで、指定管理者が使用許可等の行政処分を行うことができる。ただし、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）は委任できない。

④ 施設の設置者責任

施設の設置者である地方公共団体の責任はなくなり、指定管理者と地方公共団体の明確な責任分担のもと、市民が安心して利用できる環境の整備が必要である。

【参考2】指定管理者制度と管理委託制度の比較（変更点）

	指定管理者制度	管理委託制度（従前）
管理運営主体	団体であれば制限なし。（法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。）	公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人（1/2以上出資等）に限定。
法的性格	管理代行：指定という行政処分により施設の管理権限を指定を受けた者（指定管理者）に委任するもの。	公法上の契約関係：条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理事務又は業務執行の委託。
施設の管理権限	指定管理者が有する。（ただし、管理の基準、業務の範囲等は市が条例等で定める。）	市が有する。
施設の使用許可	指定管理者に使用許可を行わせることができる。	受託者はできない。
使用料の強制徴収	指定管理者はできない。	受託者はできない。
不服申立てに対する決定	指定管理者はできない。	受託者はできない。
行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない。	受託者はできない。
施設の設置者責任	市に責任が生じる。	市に責任が生じる。
利用者に損害を与えた場合	市にも責任が生じる。	市にも責任が生じる。

2. 指定管理者制度の導入

個別法の制約がある場合や業務の専門性・特殊性から、市が直接管理（直営）を行わなければならない等の特段の理由がある場合を除き、法人その他の団体に施設の管理権限を委ねることによって、より効果的で効率的な公の施設の管理運営が見込まれる施設については、原則として指定管理者制度を導入するものとする。

【参考3】 指定管理者制度導入の検討

主な視点
① 民間事業者等による管理運営の可否
② 同様・同類のサービスを提供する民間事業者等の有無
③ 指定管理者の選定における公募適性の有無
④ 施設使用許可権限の委任の可否
⑤ 制度導入による住民サービス向上の可能性
⑥ 制度導入による経費節減の可能性

(指定管理によることが望ましい場合の例)

- ・ 類似の施設を他自治体が設置し指定管理者制度を導入している場合
- ・ 制度導入により開館日数・時間の拡大等、住民サービスの向上が見込まれる場合
- ・ 積極的に施設の利用促進を図る場合
- ・ 施設利用に当たって使用料を徴収している場合
- ・ 業務の効率化や経費の節減が見込まれる場合

(直営によることが望ましい場合の例)

- ・ 個別法で施設の管理主体が限定されている場合
- ・ 庁舎的な役割を持ち、市の重要な事業の実施と施設管理の分離が困難な場合
- ・ 利用者との信頼関係の構築が不可欠であり、運営の継続性が特に重視される場合
- ・ 老朽化や譲渡等の事由により、近い将来に休廃止を予定している場合
- ・ 直営によることが望ましいことを客観的に説明できる場合

3. 指定管理者制度の運用（個別事項）

(1) 条例等の整備

指定管理者制度の運用に当たっては、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例等で定める必要がある。

指定管理者の指定の手続等に関する共通事項は、独立して「四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」において定め、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等の個別事項はそれぞれの施設の設置及び管理に関する条例等に定めるものとする。

(2) 指定する施設の単位

指定管理者の指定は、原則として個々の施設単位で行うものとする。ただし、施設の効果的又は効率的な管理や指定管理者募集時における事業者の応募のしやすさ、スケールメリットの活用による更なる経費節減の可能性等を踏まえ、複数の施設を一括して管理運営することが望ましいと判断した場合はこの限りでないものとする。

(3) 指定の期間

指定管理者以外の事業者に対する指定の機会を増やすとともに指定管理者の管理の適正性を判断するため、また、指定管理者の計画的な運営を促すため、指定期間は原則として5年とする。ただし、施設の性質や固有の事情等を考慮した上で、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点からの合理的な理由がある場合はこの限りでないものとする。

(4) 使用許可権限の委任

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に施設の使用許可権限を委任することにより、公の施設の効果的又は効率的な管理を図ることができる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

(5) 利用料金制度

指定管理者のインセンティブを高め、公の施設の効果的又は効率的な管理及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり利用料金制度を導入する。

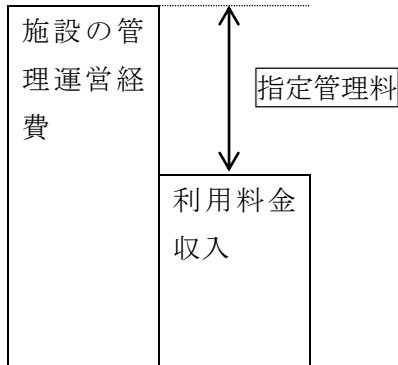
① 対象施設

使用料の定めがある施設のうち、公募により指定管理者を選定する施設については原則として利用料金制度を導入するものとする。ただし、法令等により制限されている場合、外的要因や社会的要因による影響が大きい場合、施設の運営に指定管理者の工夫余地がない場合等はこの限りではないものとする。

② 管理運営経費

指定管理料と利用料金収入の併用を基本とする。

(指定管理料＝施設の管理運営経費見込み額－利用料金収入見込み額)



③ 指定管理料の精算

指定管理者による自主的な経営努力を奨励し、民間ノウハウの積極的な活用を促進する観点から、指定管理料の精算は原則として行わないものとする。ただし、指定管理者の責めに帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合には、別途対応を検討するものとする。

(6) 合意・遵守事項等の確認

地方自治法上の契約行為でないことから、条例等で定める事項のほか、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項について、協定を締結することによって合意・遵守事項等の確認を行うものとする。

(7) 労働条件・個人情報の保護

指定管理者における労働法令の遵守（雇用・労働条件への配慮）や個人情報の適切な取扱いについては、指定管理者の選定の際に管理体制のチェックを十分に行うとともに、必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に規定するものとする。

(8) 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定するものとする。

4. 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、公募により事業者を募集し、応募した事業者が複数である場合に限らず1者である場合であっても第三者による選定組織に諮り、選定組織による選定の後候補者を決定するものとする。なお、公募によることが明らかに適当でないと認められる場合は公募によらないことができるものとする。ただし、この場合においても候補者の決定に当たっては選定組織に諮るものとする。

なお、指定管理者の選定に関する基本的な事項や具体的な手続きについては、別に定める「四街道市指定管理者選定マニュアル」によるものとする。

(公募によらない場合の例)

- ・ 緊急的に指定管理者を指定しなければならない場合
- ・ 法令、制度の改正その他の事由により、適当な指定期間の確保が困難な場合
- ・ 地元の住民団体等に施設の管理運営を任せることで、地域自治の振興などの目的が効果的に達成される場合
- ・ 施設設置時の経緯等から、地域の人材を積極的に活用した管理運営が望ましく、その管理運営方法によることで相当程度市政に対する事業効果が期待できる場合
- ・ 市の政策と密接に関わり、特に専門的・継続的・安定的な行政サービスの提供が必要な場合

5. 指定管理者の評価・監督

指定管理者の管理の適正性及び効果を判断するため、毎年度、事業の評価を行うとともに定期的にモニタリングを行うものとする。なお、事業の評価に当たっては、施設担当課において事業の評価を行った後、第三者による評価組織に諮るものとする。

なお、指定管理者の評価・監督に関する基本的な事項や具体的な手続きについては、別に定める「四街道市指定管理者評価マニュアル」によるものとする。

6. 指定管理者の選定・評価組織

上記「4. 指定管理者の選定」及び「5. 指定管理者の評価・監督」における第三者組織は、会議の透明性を高めるとともに外部意見を反映させるため、有識者又は施設の利用者等に公募市民を含めた構成とし、指定管理者の候補者の選定、指定管理者の事業の評価、指定管理者の指定の取消し又は業務の停止その他指定管理者の監督及び指導に係る事項を所掌するものとする。

7. その他

本指針に基づく指定管理者制度の運用に関して疑義等が発生した場合には、関係所属において適宜対応を検討することとし、最善の方策を選択するものとする。また、指定管理者制度導入の是非を含めた公の施設の管理運営形態については、定期的に見直しを行うこととし、必要に応じて具体的な方向性等を明示するものとする。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。